

(表面)

施設の設置等を計画されている方へ

山口県土木建築部建築指導課

都市計画法に定める市街化調整区域の確認について（依頼）

都市計画法に定める市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、原則、建築物の建築、増改築、または用途変更をすることはできません。

この度、市街化調整区域の確認のためのチェック表（裏面）を作成しましたので、施設の設置等を計画する際に、御確認していただきますようお願いいたします。

開 発 審 査 班

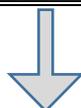
TEL : 083-933-3866

●計画敷地は、市街化調整区域に属していませんか。

(県内で市街化調整区域を有する市町は、下記の通りです。)

チ ャ ッ ク 表

- ・【計画施設名】 \_\_\_\_\_
- ・【地名地番】 \_\_\_\_\_
- ・【都市計画法区域の別】
  - 都市計画区域内
  - ( 市街化区域 市街化調整区域<sup>※1</sup> 区域区分非設定 )
  - 都市計画区域外



※1 原則、建築物の建築、増改築、または用途変更をすることはできませんが、条件を満足するものは、都市計画法の許可を受けた後に、建築物の建築、増改築、または用途変更が可能となる場合がありますので、事前に下記の窓口にお問い合わせください。

なお、都市計画法や建築基準法の手続きの可否にかかわらず、建築基準法等に適合させる必要がありますので、建築士等の専門家にご相談ください。

●市街化調整区域を有する市町（問い合わせ先）

※県東部から列記

市町名	問い合わせ先	電話番号
岩国市	岩国市役所 都市開発部建築指導課	0827-29-5166
和木町	和木町 都市建設課（区域の確認）	0827-52-2197
	柳井土木建築事務所 建築住宅課（許可等）	0820-22-0397
光市	光市役所 建設部都市政策課	0833-72-1568
下松市	下松市 都市整備課（区域の確認）	0833-45-1861
	周南土木建築事務所 建築住宅課（許可等）	0834-33-6475
周南市	周南市役所 都市整備部建築指導課	0834-22-8411
防府市	防府市役所 土木都市建設部都市計画課	0835-25-2451
下関市	下関市役所 都市整備部建築指導課	083-231-2065